



コンベンション誘致助成金交付手続について

概算払

主催者が提出するもの

仮申請

コンベンション誘致助成金交付
仮申請書（様式第1号）提出

助成対象コンベンション認定通知
書受領

開催地 決定報告

決定した開催地及び決定理由を
書面により提出

※本申請前にある日程の変更等については、任意の報告書
でご提出ください。

本申請

コンベンション誘致助成金交付
申請書（様式第3号）提出

コンベンション誘致助成金交付
決定通知書受領

△コンベンション開始日50日前まで△

請書提出

コンベンション誘致助成金請書
(様式第6号)提出

△同一年度内であることが必要△
(助成金交付前の変更申請を除く。)

交付請求

コンベンション誘致助成金交付
請求書（様式第11号）提出

コンベンション誘致助成金交付

変更申請

事業計画変更申請書（様式第7
号）提出

事業計画変更承認通知書受領

△交付決定通知後～実績報告の間
必要に応じて△

コンベンション 開催

実績報告

コンベンション開催実績報告書
(様式第9号)提出

コンベンション誘致助成金額
確定通知書受領

△助成事業終了後10日以内又は
3月31日のいずれか早い日まで△

※精算を10日以内に行う必要があるため、
実績報告はそれより前に提出する必要があります。

精算

精算書提出
(必要に応じて返還)

△助成事業終了後10日以内又は
3月31日のいずれか早い日まで△